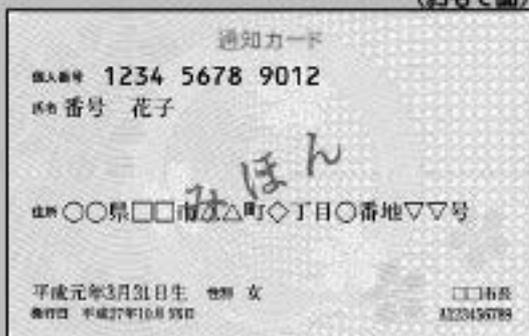


引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○住民の皆様を送付している 身分証明書となる
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」
(おもて面) (個人番号カード) (おもて面)



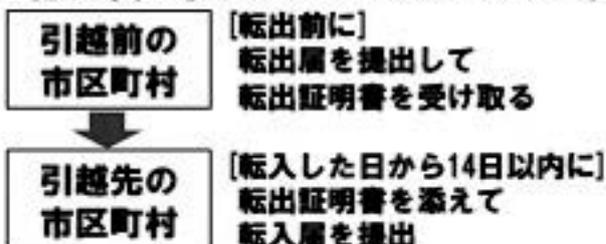
これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！
(法律上の義務です)

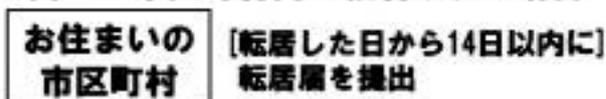
入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届等)

○他の市区町村に転出・転入される場合



○同一の市区町村内で転居される場合



◆マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

※詳しくは、お住まいの市区町村
の窓口へお問合せください。

(正当な理由がなく住民票の
異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処され
ることがあります。)





健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を本人又は、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人又は、その扶養者が障害者控除又は、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。平成28年1月から12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。

した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用ください。ようお願いします。

納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場健康推進

下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしく願います。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

詳しくは、上下水道課(☎63・3805)まで。

課で平成28年1月から12月末までの1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書は2月上旬から発行できます。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

平成28年分 所得税・町県民税の 申告相談受付 12月16日から開始！

申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

各地区の申告相談の日程については「広報ひだか1月号」に掲載しておりますので、ご確認ください。